

図 3.2.1 まちづくりに関する計画(総括表①)

	有明北・東雲・豊洲	晴海・勝どき	築地・銀座	汐留・新橋・虎ノ門										
江東区都市計画マスターplan (H10.3 江東区)	<p>・臨海副都心地区全体を、連続的で一體的に結びつける役割を持つシンボルプロムナードを軸として、公園・緑地等の整備を進め、憩いとやすらぎの空間としての樹林や散策路、にぎわいと楽しみの空間として整備</p>			<p>港区まちづくりマスターplan (H19.3 港区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の安全と創出 ・大規模な開発における緑化基準の強化などによる、緑の再生や創出 ・区民・企業等・行政が一体となった樹木等の緑を保全するしきみの検討 ・芝公園などの整備による身近な緑地空間の充実 ・道路绿化の推進、愛宕山、芝離宮、芝公園などの緑の拠点のネットワーク化の推進 ・関係機関と調整を図りながら、浜離宮など区外の緑との連携の推進 ・古川に接した緑の散歩道の整備に向けた関係機関との調整 										
江東区みどりと自然の基本計画 (H19.7 江東区)	<p>・豊洲地区　水面に映えるみどりをみんなでくんでいく</p> <p>・臨海地区　東京湾の水面を取り込みみどりが映える新たな都市空間を創造する</p>		<p>中央区緑の基本計画 (H11.3 中央区)</p> <table border="1"> <tr> <td>銀座地区</td><td>人々の集いや回遊性を演出する緑を整備する</td></tr> <tr> <td>・築地地区</td><td>隅田川、浜離宮恩賜庭園周辺へ緑を創造する</td></tr> <tr> <td>佃・月島地区</td><td>新旧の街並みの個性を活かし、憩らしを彩る緑を創造する</td></tr> <tr> <td>勝どき・豊洲地区</td><td>水際の緑化でまちの魅力を高める</td></tr> <tr> <td>晴海地区</td><td>緑ゆたかな晴海アーランドをつくる</td></tr> </table>	銀座地区	人々の集いや回遊性を演出する緑を整備する	・築地地区	隅田川、浜離宮恩賜庭園周辺へ緑を創造する	佃・月島地区	新旧の街並みの個性を活かし、憩らしを彩る緑を創造する	勝どき・豊洲地区	水際の緑化でまちの魅力を高める	晴海地区	緑ゆたかな晴海アーランドをつくる	<p>港区緑と水の総合計画 (H11.3 港区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環状第2号線の計画にあたっては、周辺の既存公園の再編整も含め、新たな公園・緑地の創出を図る ・民間開発等に伴い、協定公園等の創出を積極的に図る
銀座地区	人々の集いや回遊性を演出する緑を整備する													
・築地地区	隅田川、浜離宮恩賜庭園周辺へ緑を創造する													
佃・月島地区	新旧の街並みの個性を活かし、憩らしを彩る緑を創造する													
勝どき・豊洲地区	水際の緑化でまちの魅力を高める													
晴海地区	緑ゆたかな晴海アーランドをつくる													
有明南地区地区計画 〔地区施設等の整備の方針〕	<p>有明北地区 東雲地区再開発地区計画 〔土地利用の基本方針〕</p> <p>東雲一丁目地区地区計画 〔土地施設の整備の方針〕</p> <p>豊洲二・三丁目地区地区計画 〔土地利用の基本方針〕</p> <p>豊洲五丁目地区地区計画 〔公共施設等の整備の方針〕</p>	<p>豊洲二・三丁目地区地区計画 〔土地利用の基本方針〕</p> <p>豊洲五丁目地区地区計画 〔公共施設等の整備の方針〕</p> <p>豊洲地区地区計画 〔建築物等の整備の方針〕</p>	<p>晴海地区地区計画 〔地区施設の整備の方針〕</p> <p>月島地区地区計画 〔地区施設の整備の方針〕</p> <p>築地地区地区計画 〔地区施設の整備の方針〕</p> <p>銀座地区地区計画 〔地区施設の整備の方針〕</p>	<p>汐留地区 地区計画 〔地区施設等の整備の方針〕</p> <p>汐留西地区 地区計画 〔地区施設等の整備の方針〕</p> <p>環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画 〔地区施設等の整備の方針〕</p>										
10年後の東京 (H18.12 東京都)	<p>・川と緑で東京を大きく包み込み、海からの風を呼び込むため、臨海部から都心部の緑の拠点を街路樹で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」を形成していく</p>													
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (H19.6 東京都)	<p>・環境都市の実現に向けて、「10年後の東京」へむけた「グリーンロード・ネットワーク」の中心的な通り道に当たる。現在整備中の環状2号線を推進地区とし、早急に取組を進める</p> <p>・今後、まちづくりの熱度が高い地区を、都市基盤の事業状況などを勘案した上で推進地区として選定し、着実な推進を図っていくことで、都内全域での「みどり豊かな都市空間のネットワーク」の形成につなげていく</p>													
臨海副都心まちづくり推進計画 (H9.3 東京都)	<p>・水辺の広々とした眺望に恵まれたウォーターフロントの特徴をいかして、水に親しめる施設を整え、住み、働き、学び、遊ぶ人の誰もが自然とふれあい、憩える緑豊かな都市空間を創造していく</p>	<p>豊洲・晴海開発整備計画一再改定 (豊洲) 案一 (H14.9 東京都)</p> <p>・広域幹線道路 整備に当たっては、各地区の開発スケジュールとの整合を図るとともに、広域圏の歩道や緑地整備等により沿道環境の保全を図る</p> <p>・水と緑のネットワークの形成 ウォーターフロントの魅力を生かし、水辺には親水性に優れた防潮護岸等を整備するほか、地区内には街区公園、近隣公園、緑地などを整備し、水と緑のネットワークを形成する</p> <p>・街区形態、建築形態 幹線道路沿いの建築物については、壁面線の統一や前面空地の確保など、地区的イメージを高める品格と特徴ある景観が創出されるよう取組</p>	<p>晴海まちづくりの考え方 (H17.11 東京都 ・中央区)</p> <p>・幹線道路及び区間道路沿いに整備される歩道の位置においては、既存の街路樹を含めた本物の緑地空間とする</p> <p>・潮風に強い樹種を選定するとともに、歩行者空間を通じて楽しめるような花木を植栽する</p> <p>・オープンスペースや歩道の空地だけではなく、敷地内や屋上を積極的に緑化する</p>											
有明北地区まちづくりマスターplan (H11.11,H19.12一部見直し 東京都)	<p>・水と緑に親しめるまち 緑豊かな「旧防波堤」への眺望や海辺に面しているというウォーターフロントの特性を生かして、水に親しめる海上公園等を整備し、住み、働き、学び、遊ぶ人の誰もが自然と触れ合えるなど水と緑に親しめる都市空間を創造していく</p> <p>・水と緑のネットワークの形成 有明テニスの森公園、有明競水海浜公園、近隣公園等を結び、水と緑のネットワークを形成する</p>													
有明北地区まちづくりガイドライン (H19.12 東京都)	<p>・公園・緑地を整備することに、メインロード、にぎわいロードおよび南北方向の歩行者導線への街路樹等の整備、敷地内オープンスペースの緑化・階段敷地との連続性等を進め、有明テニスの森公園、有明競水海浜公園等と連携した水と緑のネットワークを形成する</p>													
東京都景観計画 (H20.7 東京都)	<p>〔臨海景観基本計画・一般地圖〕</p> <p>・水辺空間に接するオープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮して一体的な空間とする</p> <p>・緑化に当たっては、海辺の環境に適した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な育成が可能となるよう、植栽地盤を工夫する</p>													
				<p>・敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連絡させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する</p> <p>・敷地と水辺の境界部に樹木や柵をもつける場合は、できる限り開放性のあるものにする</p>										

図 3.2.2 まちづくりに関する計画(総括表②)

	有明北・東雲・豊洲	晴海・勝どき	築地・銀座	汐留・新橋・虎ノ門
関係区の計画	<p>江東区臨海景観基本軸の景観づくり整備計画 (H13.4 江東区)</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立地の外縁部には、オープンスペースを連続して配置し、多様な形態の建築や施設が、それらの縁により調和し、一体感のある景観となるように努める。 施設敷地の樹木や外周の樹木帯などは、これらの多様な形態の施設の景観に多様の中での統一性を与える重要な手法であり、計画に当たっては施設相互の景観的調和とともに十分配慮するよう努めるものとする。 	<p>朝潮運河護岸環境整備構想 (H15.9 中央区)</p> <ul style="list-style-type: none"> 限られた水際線の公共用地を有効に活用するため、背後地の再開発事業などとの一体的整備により、歩行空間や緑地の実質的な拡大を促進する 	<p>中央区水辺利用の活性化に関する方策 (H18.4 中央区)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水辺の景観整備 水辺にさわらい拠点の整備 水辺に向いたまちづくりの誘導 	<p>築地市場地区の活気とにぎわいビジョン (H16.12 中央区)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水辺の活用、魅力ある景観の創出 新月島川沿いの緑地確保 水際プロムナードの整備
地域の計画	<p>豊洲2・3丁目地区 まちづくりガイドライン (H19.3 豊洲2・3丁目地区まちづくり協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の定義によって公共施設沿道空間には歩道状スペースの確保を義務づける 地区計画による2号施設及び地区施設、地区施設（予定） 交通管理者及び道路管理者との協議による有効幅員確保部分 歩道状スペースは指定された幅員を確保する シーズンを通して花を楽しめるよう花木の植栽を行う 公共施設と一体的な整備を図るため、指定された舗装材・ソリューション・照明・サイシを使用する 	<p>豊洲5丁目地区 景観ガイドライン (H20.1 豊洲5丁目地区開発協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区全体の一本の水と緑のネットワークの形成をめざして緑化を行い、相互に連携し、調和を図るように努める 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する 緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との相利を図るとともに、植物の良好な生育が可能なよう植物池盤を工夫する 道路沿いの緑化は、歩道部の植栽と合わせた2列植栽なら、沿道植栽との調和を図るよう配慮する。この場合、歩道状空地内でも適宜配置できるものとする 歩行者動線等と調和した整備など開放的な緑地空間を形成する 	<p>豊洲地区 まちづくりガイドライン (H18.7 豊洲地区開発協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区全体の一本の水と緑のネットワークの形成をめざして緑化を行い、相互に連携し、調和を図るために努力する 敷地内のオープンスペース等には、緑豊かな環境を形成するため、樹種や配置のバランス等も含め、街路樹や建築物との調和を図った植栽を行う 特に、補助3.15号線沿いは、街路樹と合わせた民地内の植樹による2列植栽を基本とし、緑豊かな空間を創出する 建築物上（屋上、壁面、ベランダ等）については、できる限り緑化に努める 各区域や街区全体で一体的に調和した緑化環境の形成に努める 防犯上の観点から、植栽により死角が生じないように配慮する 	<p>東京都下水道事業経営計画2007 (H19.2 下水道局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の屋上や壁面の緑化の推進（勝どきポンプ所）

図 3.2.3 まちづくりに関する計画(地区計画:有明北・東雲地区)

臨海副都心有明北地区地区計画(再開発等促進区)

地区計画区域面積：約 130ha、地区整備計画区域面積：約 44.8ha

○公共施設等の整備の方針：

- ・快適な歩行者空間の整備
- ・公園等を整備し、水と緑のネットワークを形成

○建築物等の整備の方針：

- ・広場状、歩道状の空地を敷地内に整備
- ・地区全体を積極的に植栽
- ・環状2号線沿道にひろがりと厚みをもった豊かなみどりを配置

○主要な公共施設の配置及び規模：

公園1号、公園2号

【有明北2区域 2-8-A街区】

- ・地区広場2-2号、2-3号
- ・歩道状空地2-5号（幅員4m）
- ・地区広場2-2号に面する部分のうちGL+10m未満の部分では2m以上など、階段状の壁面後退
- ・その他の部分のうちGL+10m未満の部分では4m以上など、階段状の壁面後退

【有明北3区域 3-3-B街区】

- ・歩道状空地3-2号（幅員4m）、3-3号（幅員2m）
- ・緑地3-3号（幅員2m）
- ・都橋通りに面する部分のうちGL+10m未満の部分では4m以上など、階段状の壁面後退
- ・区画道路に面する部分のうちGL+10m未満の部分では2m以上など、階段状の壁面後退

【有明北3区域 3-2街区】

- ・歩道状空地3-4号（幅員4m）、3-5号、3-6号（幅員2m）
- ・緑地3-4号（幅員4m）
- ・放34支1に面する部分のうちGL+20m未満の部分では2m以上など、階段状の壁面後退
- ・台有道路に面する部分のうちGL+20m未満の部分では4m以上など、階段状の壁面後退
- ・その他の部分のうちGL+10m未満の部分では2m以上など、階段状の壁面後退

【有明北2区域 2-3-A街区】

- ・地区広場2-1号
- ・歩道状空地2-1号、2-2号（幅員4m）
- ・地区広場2-1号及び歩行者専用通路に面する部分のうちGL+10m未満の部分では、2m以上など階段状の壁面後退
- ・その他の部分のうちGL+10m未満の部分では4m以上など、階段状の壁面後退

【有明北1区域】

・公園1号、公園2号

【有明北1区域雨水ポンプ場街区】

- ・緑地1-1号（幅員2m）、
緑地1-2号、1-3号（幅員4m）
- ・歩道状空地1-1号（幅員2m）
- ・壁面の位置の制限
 - 公園2号に接する部分のうちGL+10m未満の部分では2m以上など階段状の壁面後退
 - 緑地1-2号に接する部分のうちGL+20m未満の部分では2m以上など階段状の壁面後退
 - 歩道状空地1-1号に接する部分のうちGL+10m未満の部分では2m以上など階段状の壁面後退
 - 壁面の位置の制限（※2参照）



図 3.2.4 まちづくりに関する計画(地区計画:豊洲地区)



図 3.2.5 まちづくりに関する計画(地区計画:晴海・勝どき地区)



図 3.2.6 まちづくりに関する計画(地区計画:築地・銀座地区)



図 3.2.7 まちづくりに関する計画(地区計画: 汐留・新橋・虎ノ門地区)

-34-

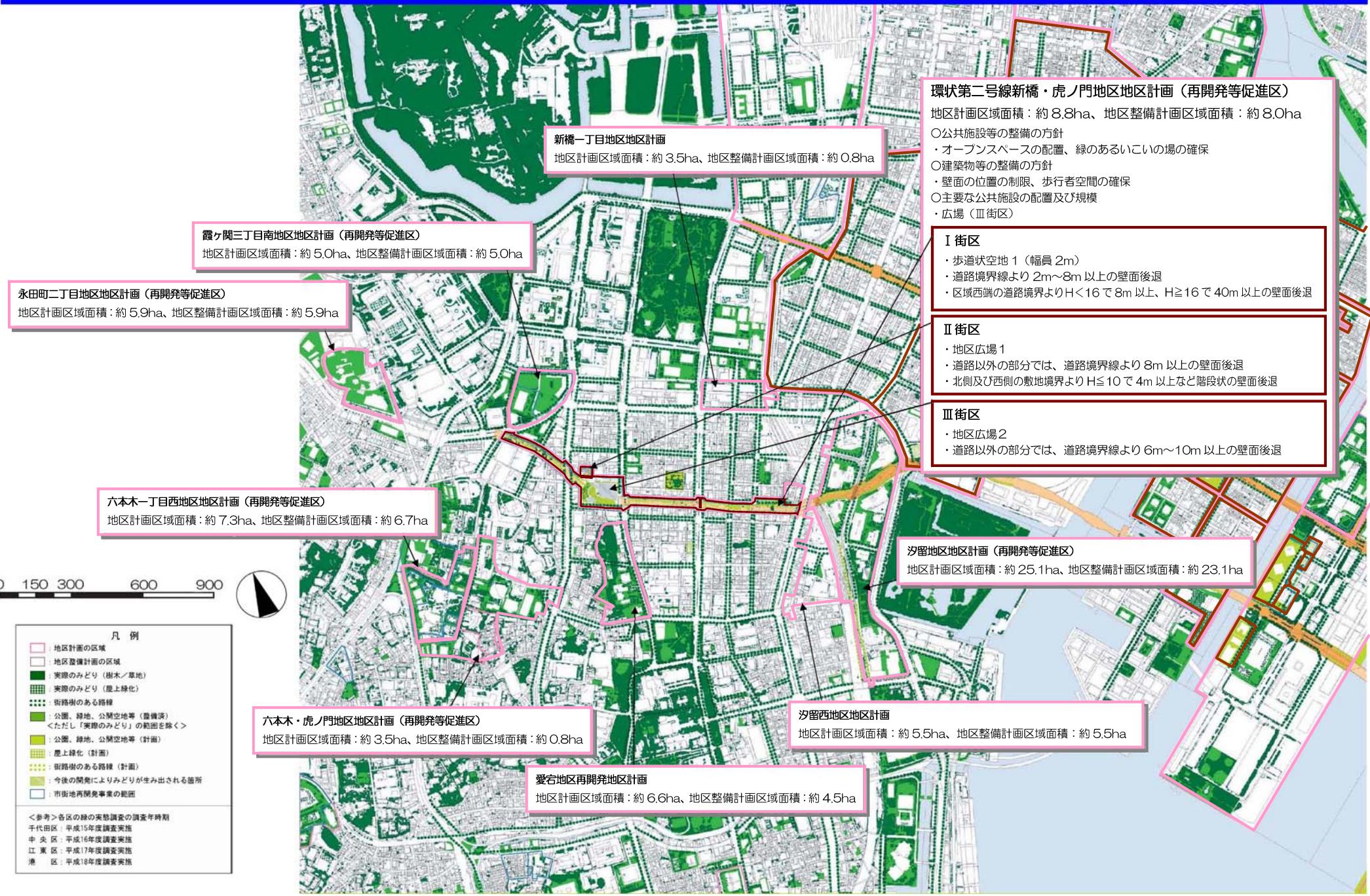


図 3.2.8 まちづくりに関する計画(地区計画以外:有明北・東雲・豊洲地区①)

江東区都市計画マスタープラン(平成 10 年 3 月)

■地区別まちづくり方針

○豊洲地区

- ・まちづくりの目標：
住宅と商業・業務との複合した新しいまち 水辺空間との調和あるまち
- 臨海地区
・まちづくりの目標：
活力ある交流のまち ゆとりと豊かさが実感できるまち
- ・まちづくりの方針：
水と緑のネットワークの形成(シンボルプロムナードを軸として、公園・緑地等の整備を進め、憩いとやすらぎの空間としての樹林や散策路、にぎわいと楽しみの空間として整備)

有明北地区まちづくりガイドライン(平成 19 年 12 月改定 東京都港湾局)

■まちづくりの目標に関する内容

- ・水と緑に親しめるまち など

■みどりづくりに関する内容

○空間構成の基本方針

- ・まちづくりマスタープランで定めた 4 つのロードをまちの骨格として魅力ある都市環境を創造していく／(前略) 有明親水海浜公園、有明テニスの森公園等と連携した水と緑のネットワークを形成する

○都市基盤整備の方針

- ・大規模公園や水辺と整合のとれた公園・緑地を配置する
- ・公園や水辺を相互に結ぶ緑道公園や緑地の整備に努める
- ・水際線は自然の再生に配慮しつつ誰もが近づけ、親しめる開放感のある公共空間となるよう整備する
- など

○開発誘導の指針

- ・沿道建築物の主要な壁面の位置及び道路境界線から後退すべき距離を定める
- ・壁面後退により生み出される空地は一般に開放されたゆとりある歩道状空地として整備
- ・各区域の中には公開空地等を設けるように努め、周囲の公開空地等との連続性に配慮し、円滑なアクセスを確保する
- ・にぎわいロードに沿って人々が滞留するためのポケットパーク等を設ける
- ・区内に設けられるオープンスペースは「水と緑のネットワーク」及び「歩行者のネットワーク」に組み込むように努める
- ・敷地内のオープンスペース等には、建築物等との調和を図った植栽を行う

■みどりのしつらえに関する内容

- ・接道部の重点的な緑化／緑地面積の確保／建築物上(屋上・壁面・ベランダ等)のできる限りの緑化
- ・メインロード及びにぎわいロード沿いの敷地では地区の顔や表情を演出したまちなみを演出するため積極的な緑化を図る
- ・(メインロード沿道の敷地では) 街路樹と敷地内緑化の二列植栽 など

○メインロード(①)：地区の顔として風格のある街路空間を形成するため、ゆとりある歩行者空間の確保と緑化の推進を図る

○シンボルロード(②)：有明テニスの森から有明親水公園までの緑地も含めたピューコリードの形成に配慮する

○にぎわいロード(③)：楽しみながらゆったりと歩ける歩行者空間を整備するため、沿道の建築物の形態・配置等に配慮する

○快適ロード(④)：遊歩道を確保し、水と緑のネットワークの中心として位置づける



江東区みどりと自然の基本計画〔緑の基本計画〕(平成 19 年 7 月)

■重点施策

○水辺の緑化推進(水網を中心とした緑化推進)

- ・河川・運河沿いの緑化推進(河川・運河沿いの「みどりの帯」、「水の辺」の緑化)
- ・臨海部の新たな都市開発にあわせた緑化推進
- ・諸計画との協調による緑化推進

■地区別に見る取り組み方針

○豊洲地区

- ・運河沿いを活用した水とみどりのネットワーク化

○臨海地区

- ・都市開発により創出された公園・道路のみどりや宅地内のみどりの維持・向上
- ・今後の都市開発の際にも緑化を積極的に推進
- ・豊洲・有明北地区へ適正な都市公園の配置

など

＜参考＞豊洲五丁目地区景観ガイドライン(平成 20 年 1 月 豊洲 5 丁目地区開発協議会)

■景観づくりの目標に関する内容

- ・水とみどりと青空との融合を図る景観 など

■みどりづくりに関する内容

○空間構成の基本方針

- ・地区中央に緑豊かな空間軸を設け、覆うような緑陰を地区全体の隅々に行き渡らせた緑のネットワークをつくる
- ・地区中央のうるおいの木かけ道路や歩行者通路とあわせて「青空空間(建築物相互の適切な離隔を確保した緩衝空間)」を確保し幅のある緑の帯を形成
- ・建物位置や緑道、歩行者動線との繋がりを考慮して「青空空間」を配置

■みどりのしつらえに関する内容

- ・道路沿いの緑化は歩道部の植栽とあわせた 2 列植栽など道路植栽との調和を図るよう配慮する
- ・歩行者動線等と調和した整備など開放的な緑地空間を形成する
- ・広がりのある空間やコーナー一部に植栽する場合は、アイストップやシンボル性に配慮した樹木を選定するなど樹木の大きさや特質に配慮する

○緑の拠点(⑤)：駅間地区の緑環境の拠点としてまとまった緑を創出／駅前地区からつながる賑わいの緑と豊洲地区につながる補助 315 号線沿いの緑をつなげる

○水辺の拠点(⑥)：運河沿いのオープンスペースとし、地区歩行者空間ネットワークの終結点を形成／晴海通り沿いにも水辺へと誘う緑の連続性をつくり出す

○晴海通り景観軸(⑦)：街路樹と敷地内樹木とで 2 列植栽の並木を誘導

○補助 315 号線景観軸(⑧)：歩道の街路樹との調和を図った 2 列植栽を誘導する

○うるおいの木かけ道路と緑道(⑨)：2 列の並木を東雲運河までつなげ、「青空空間」や各敷地のオープンスペースとつながり歩きながら地区の豊かな緑空間が楽しめる空間を形成／敷地内オープンスペースとあわせて幅を持った落ち着いた雰囲気を持ち、子供達も安心して楽しめるような空間を形成

○東西区道景観軸(⑩)・南北区道景観軸(⑪)：歩道と敷地内歩行者空間、植栽などとあわせて歩行者が快適に歩ける沿道環境をつくる

○護岸景観軸(⑫)：水に親しむ空間を拡充するため、東雲運河の護岸の再整備を検討する

図 3.2.9 まちづくりに関する計画(地区計画以外:有明北・東雲・豊洲地区②)

豊洲2・3丁目地区まちづくりガイドライン(平成19年3月 豊洲2・3丁目地区まちづくり協議会)

■まちづくり(都市空間形成)の目標に関する内容
 ・街の賑わいを誘発する
 ・水際空間という稀にみる立地を活かし“水と緑と光”をテーマとしたデザイン展開

■みどりづくりに関する内容
 ○まちづくり(都市空間)の整備方針
 ・地区に風格と潤いを与える幹線道路沿道の環境軸を形成
 ・街に多様な魅力を与える個性ある歩行空間とオープンスペースを創出
 ・交流・賑わいの拠点を形成
 ・水辺の魅力を楽しめるレクリエーションの場を創出
 ○都市基盤整備の方針
 ・地域住民や来街者が集い、憩えるコミュニティの形成とともに、来街者も含めたレクリエーション空間を整備
 ・水や緑、地域の歴史などの資源を活用した魅力あるオープンスペースを整備
 ○開発誘導の指針
 ・公共施設沿道空間には歩道状スペースの確保を義務づけ
 ・アメニティスペースは全ての通りに対して設置
 ・敷地を通り抜ける歩行者空間を設ける場合は、広場やアトリウムなど公開性の高い空間との連携が望ましい
 ・街路空間と一体となった広場の創造により広場状のオープンスペースを整備
 ・豊かな緑地空間を感じさせる空間形成
 ・水際部の都市空間であることを感じさせる空間設計
 ・地区全体の一体化的な水と緑のネットワーク形成と、潤いある都市景観の形成
 ・周辺との調和を図ったランドスケープの整備

■みどりのしつらえに関する内容
 ・街路樹は緑量の多い樹木や落葉樹、花木などにより、うるおいある都市環境を形成
 ・公共施設沿道空間はシーズンを通して花が楽しめるように花木を植栽
 ・アメニティスペースの樹木等は公共施設及び歩道状スペースと調和したもののが望ましい
 ・敷地内歩行者空間を敷地境界に沿って設ける場合は、隣接敷地の外構計画(植栽など)と連携を図ることが望ましい

○晴海通り(①):高木が建ち並ぶ緑豊かで美しい街路景観形成(合計5列の植栽)
 ○補助200号線沿道(②):江東内陸部と豊洲をつなぐ緑に包まれた街路空間／緑豊かな環境を演出する沿道での緑化空間づくり(歩道状スペース内での列植など)
 ○けやき通り(③):歩行空間のデザイン誘導によるストリートの統一感の演出(列植によるハイグレードな道路空間の演出)
 ○サンセット・ウォーク(④):街区間の連携による水辺と連続する一体性の高いモール空間形成
 ○豊洲三丁目公園(⑤):地域住民の新たなコミュニティ形成の場の創出(植栽・遊具等の整理)／周辺のまちづくりと連携した環境整備(陸側から水辺へとアクセスする緑豊かな歩行空間の整備)
 ○ウォーターフロント・パーク(⑥):豊洲晴海間水域に面する開放的で居心地の良い大規模親水公園
 ○ペイウォーキ(⑦):潮風を感じながら楽しく歩ける、東京水辺散策の新名所
 ○キャナルウォーク(⑧):地域コミュニティのための水辺の散歩道／プロムナードの植栽等のデザイン誘導による統一感の演出
 ○コーナー広場:個性ある街角を演出する広場空間

豊洲地区まちづくりガイドライン(平成18年7月 豊洲地区開発協議会)

■まちづくりの目標に関する内容
 ・魅力ある水際都市の創出など

■みどりづくりに関する内容
 ○空間構成の基本方針
 ・豊洲環境軸と拠点の形成、適切なネットワークの形成、個性的な都市景観の形成といった視点から都市空間を構成する
 ○都市基盤整備の方針
 ・ゆとりとうるおいのある質の高い空間として公園・緑地の整備を図るとともに、周囲の水域や既存の大規模公園などを連携した水と緑のネットワークを形成する
 ・ウォーターフロント・プロムナードは、親水性に配慮しながら、連続した快適な緑地を中心とした整備を図る
 ○開発誘導の指針
 ・道路公園等の公共空間と建築物とが一体となって調和の取れた都市空間を形成するとともに、安全で快適な歩行者空間を確保するため、沿道建築物の後退すべき距離を定める
 ・壁面後退によって生み出される空地は、道路の歩道と合わせて自転車や歩行者が安全・快適に通行できるゆとりある空間とする
 ・建築物上(屋上、壁面、ベランダ等)についてはできる限り緑化に努める

■みどりのしつらえに関する内容
 ・壁面後退によって生み出される空地は、植栽やストリートファニチアなどによって歩道と一緒に外部空間の創出や潤いある街並みの形成に努める
 ・敷地内のオープンスペース等には樹種や配置のバランス等も含め、街路樹や建築物等との調和を図った植栽を行う
 ・特に都市環境軸の補助315号線沿いは街路樹と合わせた民地内の植樹による2列植栽を基本とし、緑豊かな空間を創出するなど

○豊洲環境軸(水際環境軸)⑨:水域、親水護岸、宅地内緑地、公園等の水と緑の環境資源の一体性に配慮し(中略)水辺の楽しさを感じられる空間を創出／有明地区等との連続性を確保した水際空間を形成
 ○豊洲環境軸(都市環境軸)⑩:高幅員の壁面後退を説導し、(中略)にぎわいと豊かな緑が一体となった都市環境軸を形成／歩道と壁面後退空間等は建物緑化と緑陰効果の高い街路樹等を一緒に配するなど、緑豊かな空間を創出
 ○拠点(水と緑の拠点)⑪:水際空間のまちづくりの拠点として、豊洲環境軸の両端部において、水と緑の活用を図り、拠点にふさわしい機能を導入／東電堀沿いから豊洲公園にかけての一帯は(中略)親水機能や豊かな緑を有する拠点として整備
 ○水と緑のネットワーク(オープンスペース):以下の多彩なオープンスペースを適切に配置、連携して水と緑のネットワークを形成(公園／水際広場／屋上緑化広場／マーケット広場空間エリア⑫／水際環境空間エリア⑬／ウォーターフロント・プロムナード／街区広場)

参考>豊洲地区景観ガイドライン(平成19年11月、豊洲地区まちづくり連絡会議)

○水際環境軸の景観
 ・水際空間の開放性や水域への眺望等に配慮した建物の配置や形態・意匠などにより水際の街並み景観の形成
 ・仕上げ素材や色彩、緑化、水際緑地空間や周辺環境等との調和への配慮

○都市環境軸の景観
 ・補助315号線の歩道に設置される街路樹と一緒に2列植栽
 ・2列植栽を形成するために敷地内で行う高木植栽は歩道状の植栽ピッチより密にするように努める

○公共交通の景観形成方針(公共交通及び敷地に対する配慮)
 ・幹線道路の緑化や歩道の舗装等のデザインとの連続性や一体性に配慮する／公園の仕上げや植栽等との連続性や一体性に配慮する／都市基盤施設や公共交通の整備を同時に並行的に実施できる場合等は、双方の協調を図る建築物等のガイドライン
 ・緑量の増大化(積極的に緑の多い景観を誘導)／地区全体の緑の連続性(樹種)／敷地相互の緑の連続性
 ・防風機能に優れた樹種や、塩や潮に強い耐塩性、耐潮性ある樹種を選定するなど

図 3.2.10 まちづくりに関する計画(地区計画以外:晴海・勝どき地区)

中央区基本計画 2008 (平成 20 年 2 月)

- 公園・緑地・水辺の施策の方向
- 公園・児童遊園等の整備・充実
 - ・公園・児童遊園の新設、改修／大規模開発等におけるオープンスペースの整備の指導・調整など
- 水と緑のネットワークの形成
 - ・街路樹、街角広場、みどりの散歩道の整備／公共施設の緑化推進／水辺の緑化促進など
- 安全・快適な水辺環境の整備・充実
 - ・緩傾斜護岸等の整備促進／晴海豊洲親水緑地の整備促進／生き物にやさしい護岸づくりの促進など
- 緑化の普及・啓発
 - ・民間施設の屋上緑化推進／区の木・区の花の増殖など

みどり粹いきアーバンオアシス中央区緑の基本計画

(平成 11 年 3 月)

- 計画の目標
 - ・花、水、緑豊かな都心を創造する／緑を 50 パーセント増やす／みんなで緑をつくる
- 基本計画
 - まちづくりの中で緑とオープンスペースの拡充を図る
 - ・公園の整備一線の拠点づくり（佃公園、石川島公園ゾーン、晴海親水公園ゾーン、晴海ふ頭公園ゾーン、朝潮運河活用ゾーンなど）／水辺の緑づくり－晴海親水緑地の整備、朝潮運河の活用、隅田川スーパー堤防・緩傾斜堤防の整備／街路の緑化／公共施設の緑化など
 - 水と緑のネットワークを形成する
 - ・街路による緑のネットワークづくり／河川・運河による水のネットワークづくり－隅田川スーパー堤防・緩傾斜堤防の整備、築地川の遊歩道の整備、月島川・新月島川線の散歩道の整備など
 - 緑の質の向上を図る
 - ・花の景観づくり／大木の景観づくり／緑化空間の工夫－屋上・壁面等の緑化／ビオトープネットワークと風の道づくりなど
 - 緑化活動を支援するしくみづくりを進める
 - ・区民・企業参加のしくみづくり／緑づくりの支援体制づくり／緑づくりの普及・啓発／緑に関する調査

■地区別方針

- 佃・月島地区－新旧の街並みの個性を活かし、暮らしを彩る緑を創造する－
 - ・暮らしの中の身近な緑を育成／出会いや憩いの場となる緑の拠点を創出／大川端リバーシティを拠点として緑の歩行者ネットワークを形成
- 勝どき・豊海地区－水際の緑化でまちの魅力を高める－
 - ・住環境にうるおいをもたらす緑を育成／街路と水際の緑による歩行者ネットワークを形成／快適に働く場の緑を創出
- 晴海地区－緑ゆたかな晴海アイランドをつくる－
 - ・国際都市東京の海の玄関口に相応しい緑の拠点を創出／まちづくりと連携した水と緑のネットワークを形成／定住人口回復の拠点となる緑を創出

○緑の拠点：晴海親水緑地 (1)、晴海埠頭公園 (2)、大川端リバーパーク (3)

○緑の軸：八重洲・大川端軸 (4)、都心・晴海軸 (5)

○水の軸：隅田川軸 (6)

以上、対象エリアに関するもののみを記載



豊洲・晴海開発整備計画一再改定（豊洲）案一（平成 14 年 9 月、東京都）

- 豊洲・晴海開発の基本的な考え方
 - 開発基本方針
 - ・快適でうるおいのある住環境の形成／魅力的な複合空間の形成／親しまれる港を中心とした、人の集うまちの形成
- 晴海地区開発整備計画
 - 空間構成の基本方針（土地利用）
 - ・豊かな水域に囲まれている地区特性を生かして、水辺には親水性に優れた防潮護岸を整備／地区内には積極的に公園・緑地などを整備
 - ・これらをモールやプラザ、ゆとりある歩行者道等により結びあわせ、誰もが親しめる快適な水と緑のネットワークを形成
 - ・（業務・商業の拠点を貫き南北に設定された）「にぎわい軸」の終点に公園・緑地、公益施設、商業施設などを配置
 - 都市基盤等の整備の方針（都市基盤施設等の整備・水際線の整備）
 - ・約 4ha の公園を新設整備
 - ・公園・緑地のネットワークの形成に当たっては、地区をとりまく豊かな水域及び緑地、清掃工場内の緑地帯やステップガーデンなどとのつなぎを重視
 - ・広域幹線道路沿いには、歩道状の空地や緑地等を確保
 - 開発誘導の指針（建築物等の整備）
 - ・丁目ごとの開発の中で公開空地などの準公共的な空地の計画的整備／建物の集約化と土地の高度利用等による準公共的な空地の創出、オープンスペースの一層の充実
 - ・親水緑地に連続する宅地は都市計画的手法等により緑地（宅地内緑地）として利用
 - ・緑化協定等による地域緑化を積極的に推進

晴海 まちづくりの考え方 (平成 17 年 11 月、東京都、中央区)

- 晴海地区まちづくりの基本理念
 - ・ウォーターフロントの魅力を生かし、（中略）個性ある魅力と賑わいの創出を目指していく
- 整備方針
 - 公共施設整備方針
 - ・区画道路：電線類の地中化を図り、植栽帯や並木等の緑化空間を確保
 - ・公園・広場：水に囲まれた都市環境を演出する水景施設や十分な緑量を確保した公園・広場を整備
 - 歩行者空間の整備指針
 - ・ウォーターフロントプロムナード：水際線を緩傾斜護岸と緑化によるウォーターフロントプロムナードとして連続した歩行者空間を整備／朝潮運河、豊洲・晴海水域など、それぞれの水域の特性をいかした水辺空間を演出
 - ・歩道状の空地：連続したゆとりある歩行者空間を整備
 - 敷地利用・建築物等整備指針
 - ・オープンスペース（敷地内空地）：公共施設と連続した良好な環境を形成するゆとりある空間を創出
 - その他の指針
 - ・緑量を確保し豊かな緑地空間を感じる空間を形成
 - 具体的方策
 - ・ウォーターフロントプロムナードでは一体感のある植栽、照明等により連続した歩行者空間を演出
 - ・準公共的な空地は想定居住人口一人当たり 3m² を目標とする（晴海全島で約 10ha 確保）
 - ・幹線道路および区画道路沿いに整備される歩道状の空地は、既存の街路樹を含めた一体的な整備
 - ・潮風に強い樹種を選定するとともに、歩行者が四季を通じて楽しめるような花木を植栽

図 3.2.11 まちづくりに関する計画(地区計画以外:築地・銀座地区)



図 3.2.12 まちづくりに関する計画(地区計画以外:汐留・新橋・虎ノ門地区)

港区まちづくりマスターplan (平成 19 年 3 月)

■全体構想

○緑と水の再生

- ・運河沿いでは水質改善や水辺の散歩道の整備などにより親水空間を創出／護岸係留施設の改善や海が見える海上公園の整備

- ・大規模な開発における緑化基準の強化などにより緑の再生や創出を図る

○緑と水の創出

- ・道路緑化の推進、公園の整備、身近な緑化空間の形成、運河沿いの緑化、公開空地等の活用による緑地の形成、臨海部における親水空間の創設などにより新たな緑地空間を創出

○緑と水の軸の形成

- ・大規模な緑地などを緑の拠点として活用し、街路樹などを活かした緑の軸を形成することで緑の連続化を図る（赤坂・芝緑の軸、新橋・愛宕の緑の軸）

○まちの広場、地域のにわづくり

- ・公園及び開発に伴う公開空地等については、隣接する公開空地や道路、水辺等と接する部分も一体的に整備して、公園や広場の空間を広げる

■地区別まちづくりの方針

○新橋・浜松町周辺地区

・まちづくりの目標：

- 多くの企業等の立地と、多くの来街者が集まるにぎわいの中に都市型住宅が複合したまちの形成

・まちづくりの方針：

- 一質の高い居住環境の維持・創出とルールづくり

地域の特性に応じ、地域の方々の発意と合意に基づき建物の高さ、壁面の位置、緑の配置などに関して提案できるルールをつくります

- －災害に強く、犯罪防止に配慮したまちづくり

開発等にあわせて、防災機能を備えた広場の整備を促進

- －緑・水・空気などの環境に配慮したまちづくり

道路緑化を推進し、愛宕山、芝離宮、芝公園等の緑の拠点のネットワーク化を進めることで、芝離宮など区外の緑との連携を進めることで建築物の新築、改築での屋上緑化など

・重点的テーマ：

環状 2 号線、環状 3 号線の整備とあわせた計画的なまちの機能の更新

○環状第2号線、環状第3号線の整備とあわせた計画的なまちの機能の更新

(①)

○緑の軸 (②)

○緑の拠点 (③)



港区緑と水に関する基本方針 (平成 18 年 3 月、港区)

■基本方針

○緑と水の量の拡大

- ・屋上緑化・壁面緑化・校庭や広場の芝生化等の推進

- ・都市計画制度の活用による地域単位での緑量の増強

- ・大規模な開発における緑化基準の強化

○緑と水の質の向上

- ・既存樹木の保護・保全体制の強化

- ・自然生態系や水循環系の回復に配慮した緑地保全対策の推進

- ・大規模な開発における緑・水・土に関する総合的な指導体制の確立など

凡例

----- 緑の軸／水の軸

● 緑の拠点